

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1275号)

平成26年8月7日

横情審答申第1275号

平成26年8月7日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年3月5日桜高第321号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成21年度～平成24年度 横浜市立特定高等学校PTA 保護者より  
選出された書記による下記会議の議事録 ・役員会 ・常任委員会 ・合  
同委員会 ・学年交流会」の非開示決定に対する異議申立てについての諮  
問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成21年度～平成24年度 横浜市立特定高等学校 P T A 保護者より選出された書記による下記会議の議事録 ・役員会 ・常任委員会 ・合同委員会 ・学年交流会」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成21年度～平成24年度 横浜市立特定高等学校 P T A 保護者より選出された書記による下記会議の議事録 ・役員会 ・常任委員会 ・合同委員会 ・学年交流会」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年12月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、横浜市立特定高等学校 P T A（以下「本件 P T A」という。）の役員のうち保護者より選出された書記（以下「保護者書記」という。）が作成した文書であり、実施機関の職員が職務上作成した文書ではなく、また、取得していない。本件 P T A の役員のうち教職員より選出された書記（以下「教職員書記」という。）は、役員会等の会議に出席するが、議事録の作成は行っておらず、主に全校生徒への配布物の印刷、小会議室の予約、連絡調整等に携わっている。

また、本件申立文書は、小会議室内の本件 P T A 用の書棚に存在しているが、実施機関の職員が当該書棚を使用している実態はない。当該書棚の中の文書は、あくまで本件 P T A が団体として管理している文書であり、実施機関の職員が業務上必要なものとして利用し、又は保存しているものではなく、組織的に用いるものとして保有している文書ではない。

そのため、本件申立文書は条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しないことから非開示とした。

なお、P T Aを担当する教職員が本件P T Aから取得した文書の中には、保護者書記が作成した「活動報告」があるが本件申立文書ではない。当該活動報告については、異議申立人（以下「申立人」という。）からの別の開示請求において、個人の氏名を除く部分を既に開示している。

- (2) 申立人は異議申立書において、当初の開示請求に係る実施機関の決定では、横浜市立特定高等学校（以下「本件高校」という。）に係る学校ファンド会則及び当該ファンド運営委員会に係る文書が当初は非開示決定であったのに対し、後の開示請求の際は、逆に開示決定された旨を主張している。

この点について、当初の開示請求に係る開示請求書には、申立人が非開示とされたと主張する上記文書を請求する旨の記載がなかったのに対し、後の開示請求の際は、記載がなされて請求されたことから、学校として保管している本件P T A関係文書の中に学校職員が取得した当該文書があり、開示したものである。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全て開示するとの決定を求める。  
(2) 本件処分に係る実施機関の非開示理由は、事実と反している。

ア 本件P T Aの役員会及び常任委員会では関係役員及び常任委員に対しレジュメを交付している。当該レジュメは、前回開催の役員会及び常任委員会の議事録を基礎にしなければ作成することのできない性質の文書である。

また、本件P T Aでは、P T A活動充実費によりP T A活動用ノートを購入しており、これを議事の記録を担うP T A書記に交付していることから保護者書記作成の議事録は必ず出来上がる仕組みとなっている。

イ 横浜市立特定高等学校P T A規約（以下「本件P T A規約」という。）第7条第1項第3号は、「書記は本会の目的を達成するために必要な議事を記録し、事務の処理に当たる。」と規定していることから、議事録を保有し、又は管理しないという行為は本件P T A規約に違反する。また、本件P T A規約では、書記職務を保護者書記に限定していないため、教職員書記も同様に議事を記録する責任がある。ちなみに、本件P T A規約第1条では、事務所を本件高校内に置くと規定していることから、議事録等の重要物件は本件高校内に保有・管理されているはずである。

ウ 実施機関は、当初の開示請求に係る決定において、本件高校に係る学校ファンド会則及び当該ファンド運営委員会に係る文書を非開示としたのに対し、後の開示請求の際は、逆に開示決定としている。実施機関の判断、事務処理は、支離滅裂である。さらに、本件高校に係る学校ファンド関係文書を開示決定したということは、当該文書を行政文書として保有していることを表明したのであり、実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第210条に違反していたことを自白した。

エ 実施機関は、議事録を開示することが自らにとって都合が悪いためか、条例第2条第2項の解釈を自らの都合がよいようにねじ曲げ、かつ本件処分に際し事実でない理由を付して、行政文書の開示を逃れようとしている。

かかる不当な処分を招く根源は、実施機関が条例の前文及び第1条（目的）の趣旨を的確に理解、かつ順守していないことに起因する。

実施機関は、本件処分が主権者の「知る権利」を害していることを深く認識すべきである。また、再発防止策を検討し、及び構築することを求める。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件PTAに係る事務について

PTAは、保護者と学校職員で構成された社会教育関係団体であり、保護者と学校職員が協力し合って、子どもたちの健全育成を図ることを目的に活動している任意団体である。

本件高校におけるPTA活動は、本件PTA規約に基づき行われており、本件PTA規約第1条では、事務所を本件高校内に置くことを規定している。また、本件PTA規約第4条では、役員等について、書記を2人又は3人置くことを規定し、うち1人又は2人は教職員書記で構成することとしている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成21年度から平成24年度までの間に保護者書記により作成された本件PTAの役員会、常任委員会、合同委員会及び学年交流会に係る議事録である。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は実施機関の職員が職務上作成した文書ではなく、また、取得していないと説明している。また、実施機関は、本件申立文書は小会議室内の本件PTA用の書棚に存在しているが、実施機関の職員が業務上必要な

ものとして利用し、又は保存しているものではなく、組織的に用いるものとして保有している文書ではないことから、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しないため非開示としたと説明している。

一方、申立人は、保護者書記作成の議事録は必ず出来上がる仕組みとなっており、本件PTA規約において事務所を本件高校内に置くことを規定していることから、議事録等の重要物件は本件高校内に保有・管理されているはずであると主張している。

イ まず、本件申立文書は実施機関の職員が職務上作成した文書ではなく、また、取得していないという実施機関の説明について以下検討する。

(ア) 実施機関は、教職員書記の役割は、主に全校生徒への配布物の印刷、小会議室の予約、連絡調整等であることを説明しており、教職員書記は、役員会等の会議に出席するものの、議事録を作成し、又は取得していないとのことであった。

(イ) そのほかに本件申立文書が存在する可能性としては、実施機関の職員が取得したPTAに係る文書の中に、本件申立文書が含まれているとも考えられる。

そこで、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関がPTAに係る文書を取得する機会としては、PTAを担当する教職員がPTA総会等へ出席した際に当該会議の配付資料を取得することがあるとのことであった。しかし、実施機関は、PTAを担当する教職員が取得し、保有しているPTAに係る文書は、申立人からの別の開示請求において、個人の氏名を除く部分を既に開示済みであり、当該文書の中には、行事名、日時、場所、参加者名、活動内容等がまとめられた「活動報告」が含まれ、開示されたものの、本件申立文書は含まれていなかったと説明している。

(ウ) 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

教職員書記の具体的役割は、本件PTA規約等で明記はされていないものの、教職員書記の活動実態が前述のとおりであり、その役割の性質からして教職員書記が本件申立文書を取得していないとの実施機関の説明は、特段、不自然とはいえない。

さらに、当審査会では、実施機関で保有しているPTAに係る文書の中に本件申立文書が含まれていないか、実施機関に改めて確認させたが、当該文書の存在を確認することはできず、そのほかに実施機関が本件申立文書を取得した

ことを推認させる事情を認めることはできなかった。

したがって、本件申立文書を取得していないとの実施機関の説明は特段、不自然とはいえない。

ウ 次に、本件申立文書は小会議室内の本件PTA用の書棚に存在しているが、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しないという実施機関の説明について以下判断する。

(ア) 条例第2条第2項において、「行政文書」とは、実施機関の職員・・・が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定されている。

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、作成され、又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件PTAの役員会は、本件高校の小会議室で行われており、当該小会議室内にはPTA役員が文書を保管するための本件PTA専用の書棚があることが認められた。また、実施機関は、本件申立文書は保護者書記が作成し、小会議室内の本件PTAが団体として管理しているPTA専用の書棚に保管されていること及び保存、廃棄等の日常的な文書管理は本件PTAが行っていることを説明しており、この説明に不自然、不合理な点はない。

このような管理の実態に照らせば、本件高校内に本件PTAの事務所が存在し文書が保管されているとしても、当該文書は実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものではなく、また、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとは認められない。

したがって、本件高校内の小会議室の書棚に保管されている本件申立文書は、

条例第2条第2項に規定する行政文書には当たらないものというべきである。

エ なお、申立人はその他種々主張するが、本件処分の妥当性の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年3月5日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年3月13日 (第243回第一部会) 平成26年3月14日 (第170回第三部会) 平成26年3月14日 (第251回第二部会)	・諮問の報告
平成26年5月15日 (第172回第三部会)	・審議
平成26年6月19日 (第173回第三部会)	・審議
平成26年7月18日 (第174回第三部会)	・審議